

議案第30号

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年2月20日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条中「ときは」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支
給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子
育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する
通知）」を加える。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。